

～自家発電設備を設置している建物の関係者の皆様へ～

自家発電設備の点検についてお知らせします。



消防用設備等の非常電源として設けられる**自家発電設備**は、災害等による停電の際に消防用設備等を有効に作動させるために備えられたものです。消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防用設備等は定期的な点検及び管轄消防本部への報告が義務付けられています。消防用設備等に備えられた**自家発電設備**も同様に点検と報告が必要となります。



1年に1回実施する消防用設備等の総合点検において、**負荷運転**、**内部観察等**を実施する必要があります。

※原動機にガスタービンを用いる自家発電設備は**負荷運転**、**内部観察等**は不要になりました。

※換気性能運転は負荷運転時ではなく、無負荷運転時等を実施するようになりました。

○**負荷運転**とは自家発電設備を稼働させ、自家発電設備に異音や漏油等の異常が見られないかを確認するものです。

○**内部観察等**とは、原動機の定められた部分の観察、燃料噴射弁等の動作確認及び潤滑油の成分分析などを行うものです。

点検周期の緩和について

1年に1回実施する**負荷運転**及び**内部観察等**は**自家発電設備**について運転機能の維持に係る**予防的な保全**が講じられている場合は、**負荷運転**及び**内部観察等**の点検周期を**6年に1回**とすることができます。

○予防的な保全とは

・予熱線、店火栓、冷却水ヒーター、潤滑油プライミングポンプが、それぞれ設けられている場合は、1年ごとに確認ができています。

・潤滑油、冷却水、燃料フィルター、ファン駆動用Vベルト、冷却水用等のゴムホース、パーツごとに用いられるシール材、始動用の蓄電池等については、メーカーが指定する推奨交換年以内に交換されていること。

★**自家発電設備**の点検については、次のURLの総務省消防庁のホームページをご覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_20.html